

令和8年(2026年)7月発行

おくやみハンドブック

～ 死亡届を提出された後の主なお手続きのご案内 ～

練馬区



ご遺族の方へ

このたびは大切な方のご逝去、謹んでおくやみ申し上げます。

練馬区では、ご遺族の皆さまが葬儀後に必要な主な手続きをできるだけ円滑に進めていただけるよう「おくやみハンドブック」を作成しました。

また、練馬区役所本庁舎 2 階の「おくやみコーナー (P.31)」では、区役所で必要な手続きのお手伝いやご案内をしております。どうぞ、ご利用ください。

このハンドブックが、少しでもご遺族の皆さまのお役に立てれば幸いです。

おくやみハンドブックの使い方

P.4 ～ 6 の「手続きチェックリスト」と P.7 ～ 30 の「各手続き詳細ページ」をご覧くださいと、必要な手続きの特定と手続きの詳細を確認できるようになっています。ご自身で庁内手続きを進めていただく際に、ご活用ください。

もくじ

《おくやみの手続き》

身近な方が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ	P.2
おくやみ手続き Q&A	P.3
手続きチェックリスト	P.4
区役所で行う手続き	P.7
おくやみコーナーのご案内	P.31
区役所以外で行う手続き	P.33

《相談窓口》

区民相談のご案内	P.35
ご遺族の方に対する各種相談	P.36
高齢者とそのご家族の相談窓口「地域包括支援センター」	P.37

《その他》

相続に関する手続き	P.39
相続に必要な証明書（戸籍や住民票等）	P.40
葬祭費申請書（郵送用）（後期高齢者医療制度）	P.42 ～ 44
葬祭費申請書（郵送用）（国民健康保険）	P.45 ～ 46
委任状（おくやみコーナー専用）	P.47
練馬区役所案内図	P.49

身近な方が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ

期限	各種届出・相談等	備考
7 日以内	● 死亡届の提出	
	死亡届を提出すると、火葬許可証が交付されます。 死亡届に基づき、戸籍や住民票に死亡が記載されますが、本籍地や住所地以外の役所へ死亡届を提出された場合、戸籍や住民票への反映に時間がかかる場合があります。	
15 日以内	● 児童手当の手続き (P.23)	
お早めに	● 世帯主変更の手続き (P.7) ● 年金関係の手続き (P.17、33)	書類の準備が整い次第お手続きしてください。
3 か月以内	● 相続放棄・限定承認 (P.39)	
4 か月以内	● 亡くなられた方の所得税の準確定申告 (P.39)	
10 か月以内	● 相続税の申告・納付 (P.39)	
1 年以内	● 指定葬儀場使用料の助成金の申請 (P.29)	
2 年以内	● 葬祭費の申請 ・75歳未満の方 (P.12、45～46) ・75歳以上の方 (P.14、42～44) ● 高額療養費の申立て申請 ・75歳未満の方 (P.11) ・75歳以上の方 (P.13) ● 区民葬儀助成金の申請 (P.28)	

※手続きの横の数字は、該当ページを示しています。

おくやみ手続きナビのご案内

インターネットで簡単な質問に答えるだけで、必要な手続きが確認できるナビゲーションツールです。
ご活用ください。

おくやみ
手続きナビは
こちらから



電話代理支援サービスのご案内

聴覚や言語機能に障害のある方がスマートフォンなどのビデオ通話を使って、手話や文字チャットで区役所や区立施設に電話で問い合わせができるサービスです。

電話代理支援サービスはこちらから



練馬区おくやみコーナー

場 所：練馬区役所本庁舎 2 階 区民部戸籍住民課
電 話：03-5984-1198
受付時間：午前 9 時～午後 5 時
(土・日・祝休日・年末年始を除く)

おやみ手続き Q&A

Q1 死亡届について教えてください。

A1 死亡の事実を知ったときから7日以内に、①死亡した場所、②死亡された方の本籍地、③届出人の住所地、のいずれかの自治体に届出が必要です。届出人は、親族、同居者、家屋管理人等で、提出は葬儀社等に代行してもらうことも可能です。

Q2 火葬許可証と埋葬許可証の違いはなんですか？

A2 死亡届を提出すると火葬許可証が交付されます。火葬許可証を火葬場に提示すると、火葬後に日時を記入して返却され、それが埋葬許可証となります。この埋葬許可証がないと墓地に埋葬ができませんので大切に保管してください。

Q3 死亡が記載された戸籍はいつから取得できますか？

A3 本籍地が練馬区で、練馬区に死亡届を出された場合は、10日程度（土日祝日を除く）で死亡が記載された戸籍が取得できます。本籍地や死亡届の提出先が練馬区以外の場合は、取得可能な日にちが異なりますので、本籍地の区市町村にお問い合わせください。

Q4 戸籍謄本（戸籍の証明書）が必要になることがある手続きは何ですか？

- A4
- ・年金の受給権者および加入者の死亡による給付手続き（未支給年金等）
 - ・マル障の還付手続き
 - ・生命保険金などを受け取る手続き
 - ・自動車の所有権を移転する手続き
 - ・高額療養費の手続き
 - ・銀行預金や証券の名義変更の手続き
 - ・相続や相続放棄の手続き
 - ・お墓の名義変更の手続き

などがあります。必要書類の詳細については、提出先にお問い合わせください。

Q5 住民票（除票）の写しが必要になることがある手続きは何ですか？

- A5
- ・年金の受給権者および加入者の死亡による給付手続き（未支給年金等）
 - ・相続登記

などがあります。必要書類の詳細については、提出先にお問い合わせください。

Q6 デジタル遺産とは何ですか？

A6 亡くなられた方が、スマートフォンなどで管理していたお金に関する財産（ネット銀行の預金残高、各種ポイントなど）のことです。確認するためには、ID やパスワードが必要となります。このため、対応方法をエンディングノートに記載するなどして、事前に準備しておくとう安心です。

手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

手続きチェックリストの「郵送」「オンライン」の欄が○になっている手続きは、各担当の窓口のほか、それぞれの方法でも申請が可能です。

※一部の手続き

区分	☑	該当事項	郵送	オンライン	詳細ページ
戸籍・住民登録	☐	世帯主が亡くなった			P.7
	☐	マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードを持っていた			
	☐	印鑑登録をしていた			P.8
	☐	戸籍謄本(戸籍の証明書)が必要	○	○	
	☐	住民票(除票)の写しが必要	○	○	P.9
保険・年金関係	☐	国民健康保険(75歳未満の方)に加入していた	○※	○※	P.10
	☐	後期高齢者医療制度(75歳以上の方)に加入していた	○※	○※	P.13
	☐	介護保険(65歳以上または介護認定を受けていた方)に加入していた	○	○※	P.15
	☐	国民年金を受給せずに亡くなった (年金を受給していた方はP.33をご確認ください。)	○		P.17
障害・福祉	☐	自立支援医療受給者証(精神通院)、 精神障害者保健福祉手帳を持っていた	○		P.18
	☐	身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)を持っていた			
	☐	障害者に係る手当などを受給していた	○		P.19
	☐	東京都心身障害者医療費助成(マル障)の受給者証を持っていた			
	☐	難病、BC肝炎、人工透析、小児慢性、育成医療、 東京都大気汚染等の医療費助成制度の認定を受けていた	○		P.20
	☐	被爆者健康手帳を持っていた	○		

手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

手続きチェックリストの「郵送」「オンライン」の欄が○になっている手続きは、各担当の窓口のほか、それぞれの方法でも申請が可能です。

※一部の手続き

区分	☑	該当事項	郵送	オンライン	詳細ページ
障害・福祉	☐	車いす・介護用ベッドなどの福祉用具を利用していた			P.21
	☐	紙おむつ等の支給を受けていた			
子ども・子育て	☐	就学援助(小中学校)を受けている、または、新たに就学援助を受けたい	○		P.22
	☐	子ども医療証の交付を受けている	○	○	
	☐	児童手当を受けている	○	○	P.23
	☐	児童扶養手当、児童育成手当(育成)、児童育成手当(障害)、特別児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成を受けている	○		
	☐	保育園に通園している子がいる	○	○	P.24
	☐	幼稚園に通園している子がいる	○		
	☐	学童クラブに入会している子がいる	○		
	☐	税金に関する手続き	○	○※	P.25
税金・助成金・区民葬儀等	☐	原付バイク(125cc以下)を所有していた	○		P.26
	☐	犬を飼っている		○	
	☐	区民葬儀を利用したい	○		P.27
	☐	区民葬儀の助成を受けたい	○	○	P.28
	☐	指定葬儀場使用料の助成を受けたい	○	○	P.29
	☐	ごみを処分したい			P.30
	☐	区営住宅・区立高齢者集合住宅に住んでいた	○		

区分	☒	該当事項	詳細ページ
年金・公共料金・運転免許証等	☐	国民年金・厚生年金を受給していた、または、加入していた	P.33
	☐	共済年金を受給していた、または、加入していた	
	☐	社会保険に加入していた	
	☐	固定資産税・都市計画税の現所有者の申告、送付先の変更、口座振替の停止など	
	☐	公共料金（電気、ガス、水道）の名義変更・解約など	
	☐	在留カード、特別永住者証明書を持っていた	
	☐	運転免許証・運転経歴証明書を持っていた	
	☐	二輪車（125cc超）、自動車を持っていた	P.34
	☐	軽自動車を持っていた	
	☐	銀行の口座凍結解除・クレジットカードの解約・有価証券の相続など	
	☐	簡易保険、生命保険の死亡保険金の請求など	
	☐	NHKの解約、名義変更など	
	☐	シルバーパスの返納	
	☐	恩給を受けていた	
	☐	パスポートの返納	
	☐	電話、インターネット、ケーブルテレビについて	
	☐	都営住宅に住んでいた	
	☐	お墓を持っていた	

世帯主が亡くなった

申請方法

窓口

手続き 世帯主変更の手続き

手続き詳細	期限
3人以上の世帯で、世帯主が亡くなった場合、手続きが必要です。 2人以下の世帯で、世帯主が亡くなった場合は、手続きは不要です。	14日以内
	申請者
	世帯員、 委任状を持った代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類※ P.32をご確認ください。	最寄りの区民事務所 ※ P.50をご確認ください。

マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

申請方法

窓口

手続き マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードの破棄 または返納

手続き詳細	期限
亡くなった方のカードは、死亡日をもって廃止されるため、手続きは不要です。カードをお持ちの場合は、裁断して破棄するか、最寄りの区民事務所に返納してください。 ※亡くなった方のマイナンバーは、相続等の手続きで必要になる場合があります。手続きが完了してから破棄するか、番号を控えておくことをお勧めします。	期限なし
	申請者
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	最寄りの区民事務所 ※ P.50をご確認ください。

MEMO

印鑑登録をしていた

申請方法

手続き 印鑑登録証の破棄または返納

窓口

手続き詳細	期限
亡くなられた方の印鑑登録証は、死亡日をもって廃止されるため、手続きは不要です。印鑑登録証をお持ちの場合は、裁断して破棄するか、最寄りの区民事務所に返納してください。	期限なし
	申請者
必要なもの	どなたでも可
	問い合わせ先
なし	最寄りの区民事務所 ※ P.50をご確認ください。

戸籍謄本(戸籍の証明書)が必要

手続き 戸籍謄本(戸籍の証明書)の取得

申請方法

窓口・郵送・オンライン

手続き詳細	期限
【本籍地が練馬区の方】 練馬区に死亡届を提出された場合は、内容に問題がなければ、土日祝日を除く10日前後で戸籍が取得できるようになります。 【本籍地が練馬区以外の方(広域交付)】 本籍地の自治体で戸籍の記載手続きが完了していれば、本籍地以外の自治体でも戸籍を取得できます。 戸籍に記載されるまでの日数は自治体によって異なるため、本籍地にお問い合わせください。 なお、相続手続きには、戸籍謄本(戸籍の証明書)などが必要となる場合や亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等の提出を求められる場合があります。P.39～40をご参照ください。	期限なし
	申請者
	配偶者または直系血族
	問い合わせ先
必要なもの	戸籍住民課 戸籍第一係(区役所内) ☎ 03-5984-4530 戸籍第二係(石神井庁舎内) ☎ 03-3995-1105 【オンライン申請フォームはこちら】
	
【窓口】 ☐ 本人確認書類※ P.32をご確認ください。 ☐ 委任状 (本籍地が練馬区の方と練馬区外の方で必要なものが異なるため、お問い合わせください。)	
【郵送】 郵送による請求は、本籍地が練馬区の方のみとなります。その他、請求方法などについては、お問い合わせください。	

チェックリスト

区役所で行う手続き

区役所以外で行う手続き

相続について

案内図

広告掲載事業者

1. 戸籍・住民登録

住民票(除票)の写しが必要

申請方法

窓口・郵送・オンライン

手続き 住民票(除票)の写しの取得

手続き詳細

死亡届が提出されると、亡くなられた方の記録は住民票から除かれ「除票」となります。

亡くなられた方の住民票(除票)の写しは、相続や年金の手続き等、請求が相当と認められる場合に限り、発行することができます。

※亡くなられた方の住民票(除票)の写しには、マイナンバー(個人番号)および住民票コードを記載できません。

なお、相続手続きには、住民票(除票)の写しなどが必要となる場合があります。P.40をご参照ください。

必要なもの

- ☐ 本人確認書類※ P.32をご確認ください。
- ☐ 請求理由および請求権限を確認できる書類等
- ☐ その他

※詳細は、練馬区公式ホームページ「住民票の除票」をご確認ください。

期限

期限なし

申請者

相続人など、
委任状を持った代理人

問い合わせ先

【窓口】

最寄りの区民事務所

※ P.50をご確認ください。

【郵送】

戸籍住民課住民記録係

☎ 03-5984-2796

【オンライン申請フォームはこちら】



MEMO

2. 保険・年金関係

国民健康保険(75歳未満の方)に加入していた

申請方法

窓口・郵送

手続き① 資格確認書などの返納

手続き詳細	期限
亡くなられた場合には、死亡日の翌日で自動的に資格は喪失となるため、手続きは不要です。	期限なし
資格確認書・高齢受給者証をお持ちの場合は、医療機関等での手続きが完了してから、問い合わせ先または最寄りの区民事務所(P.50)に返納してください。	申請者
必要なもの	どなたでも可
☐ 亡くなられた方の資格確認書・高齢受給者証(お持ちの方のみ)	問い合わせ先
	国保年金課 こくほ資格係 ☎ 03-5984-4554 こくほ石神井係 ☎ 03-3995-1114

手続き② 世帯主変更後の新しい資格確認書などの交付

申請方法

—

手続き詳細	期限
亡くなられた方が世帯主で、同一世帯に国民健康保険の加入者がいる場合は、世帯主変更の手続き(P.7)後に、自動的に新しい資格確認書などを送付します。	P.7「世帯主変更の手続き」を参照
必要なもの	申請者
P.7「世帯主変更の手続き」を参照	P.7「世帯主変更の手続き」を参照
	問い合わせ先
	国保年金課 こくほ資格係 ☎ 03-5984-4554 こくほ石神井係 ☎ 03-3995-1114

MEMO

2. 保険・年金関係

国民健康保険(75歳未満の方)に加入していた

申請方法

窓口

手続き③ 保険料の還付・相談

手続き詳細	期限
以下の場合には、後日、それぞれの通知書をお送りします。 ・保険料に変更が生じた場合 ⇒ 保険料の変更通知 ・保険料の納め過ぎがある場合 ⇒ 保険料の還付通知	速やかに
必要なもの	申請者
【保険料の変更、納め過ぎがある場合】 お送りする通知書をご確認ください。 【未納がある場合】 お問い合わせください。	相続人
	問い合わせ先
	【保険料の変更通知について】 国保年金課こくほ資格係 ☎ 03-5984-4554 【保険料の還付通知について】 収納課こくほ収納係 ☎ 03-5984-4559 【未納がある場合について】 収納課納付相談係 (納付案内センター) ☎ 03-5984-4547

手続き④ 高額療養費の申立て申請

申請方法

窓口・郵送

手続き詳細	期限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合に申立て申請ができます。	診療月の翌月1日から 2年間
必要なもの	申請者
☐ 申請者の本人確認書類※P.32をご確認ください。 ☐ 申立書 ☐ 預金通帳等(相続人のもの) ☐ 戸籍(必要な方のみ)	相続人
	問い合わせ先
	国保年金課 こくほ給付係 ☎ 03-5984-4553

MEMO

手続き⑤ 葬祭費の申請

申請方法

窓口・郵送・オンライン

手続き詳細	期限
被保険者が亡くなられたときは、葬儀を行った方（喪主）に葬祭費（70,000円）が支給されます。 詳しくは、問い合わせ先または練馬区公式ホームページ「国保に加入している方が亡くなったとき（葬祭費の支給）」をご確認ください。 郵送で手続きする場合は、（P.45、46）に案内と申請書がありますのでご利用ください。	葬儀を行った日の翌日から2年間
必要なもの	申請者
☐ 葬儀を行った方（喪主）の氏名が確認できる葬儀の領収書または会葬礼状 ☐ 葬儀を行った方（喪主）名義の銀行等の口座がわかるもの ☐ 葬儀を行った方（喪主）の本人確認書類※ P.32をご確認ください。	葬儀を行った方（喪主）
	問い合わせ先
	国保年金課 こくほ給付係 ☎ 03-5984-4553 こくほ石神井係 ☎ 03-3995-1114 【国民健康保険 オンライン申請フォームはこちら】 

手続き⑥ 送付物の送付先変更

申請方法

窓口・郵送

手続き詳細	期限
後日、区から亡くなられた方の生前の住所に保険料や医療費に関する手紙を送付する場合があります。 ひとり暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など生前の住所に郵便物が届かない可能性がある場合は、送付先を変更することができます。詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。	速やかに
必要なもの	申請者
☐ 申請者の本人確認書類等※ P.32をご確認ください。	状況により異なるためお問い合わせください。
	問い合わせ先
	国保年金課 こくほ資格係 ☎ 03-5984-4554

2. 保険・年金関係

後期高齢者医療制度(75歳以上の方)に加入していた

申請方法

窓口・郵送

手続き① 資格確認書の返納

手続き詳細	期限
亡くなられた場合には、死亡日の翌日で自動的に資格は喪失となるため、手続きは不要です。 資格確認書をお持ちの場合は、医療機関等での手続きが完了してから、問い合わせ先または最寄りの区民事務所(P.50)に返納してください。	期限なし
	申請者
	どなたでも可
	問い合わせ先
必要なもの	国保年金課 後期高齢者資格係 ☎ 03-5984-4587
☐ 亡くなられた方の資格確認書(お持ちの方のみ)	

手続き② 保険料の還付・相談

申請方法

窓口

手続き詳細	期限
保険料に過不足が生じた場合は、翌月以降に、通知書をお送りします。 保険料に未納がある場合は、ご相談ください。また、所得の修正申告をされた場合も、保険料が変更される場合があります。	速やかに
	申請者
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
お送りする通知書をご確認ください。	国保年金課 後期高齢者保険料係 ☎ 03-5984-4588

手続き③ 高額療養費の申立て申請

申請方法

窓口・郵送

手続き詳細	期限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合に申立て申請ができます。	診療月の翌月1日から 2年間
必要なもの	申請者
☐ 申請者の本人確認書類※P.32をご確認ください。	相続人
☐ 申立書	問い合わせ先
☐ 預金通帳等(相続人のもの)	国保年金課 後期高齢者資格係 ☎ 03-5984-4587
☐ 印鑑(相続人のもの)	

手続き④ 葬祭費の申請

申請方法

窓口・郵送・オンライン

手続き詳細	期限
被保険者が亡くなられたときは、葬儀を行った方（喪主）に葬祭費（70,000円）が支給されます。 詳しくは、問い合わせ先または練馬区公式ホームページ「【後期高齢者医療】加入している方が亡くなったとき（葬祭費）」をご確認ください。 郵送で手続きする場合は、(P.42～44)に案内と申請書がありますのでご利用ください。 他の法令により葬祭費（埋葬料等含む）が支給される場合は申請できません。	葬儀を行った日の翌日から2年間
必要なもの	申請者
☐ 葬儀を行った方（喪主）の氏名が確認できる葬儀の領収書または会葬礼状 ☐ 葬儀を行った方（喪主）名義の銀行等の口座がわかるもの	葬儀を行った方（喪主）
	問い合わせ先
	国保年金課 後期高齢者資格係 ☎ 03-5984-4587 【後期高齢者医療制度 オンライン申請フォームはこちら】 

手続き⑤ 送付物の送付先変更

申請方法

窓口・郵送

手続き詳細	期限
後日、区から亡くなられた方の生前の住所に保険料や医療費に関する手紙を送付する場合があります。 ひとり暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など生前の住所に郵便物が届かない可能性がある場合は、送付先を変更することができます。詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。	速やかに
必要なもの	申請者
☐ 申請者の本人確認書類等※ P.32をご確認ください。	状況により異なるためお問い合わせください。
	問い合わせ先
	国保年金課 後期高齢者資格係 ☎ 03-5984-4587

2. 保険・年金関係

介護保険(65歳以上または介護認定を受けていた方)に加入していた

申請方法

窓口・郵送

手続き① 介護保険被保険者証・介護保険負担割合証の返納

手続き詳細	期限
亡くなられた場合には、死亡日の翌日で自動的に資格は喪失となるため、手続きは不要です。 保険証・負担割合証は、練馬区以外の各種手続きで使用する可能性があります。各種手続きが完了してから、問い合わせ先、最寄りの区民事務所(P.50)、または地域包括支援センター(P.37)に返納してください。	期限なし
	申請者
	どなたでも可
	問い合わせ先
必要なもの	介護保険課 資格保険料係 ☎ 03-5984-4592 給付係 ☎ 03-5984-4591
☐ 介護保険被保険者証 ☐ (お持ちの場合)介護保険負担割合証	

手続き② 保険料の還付・相談

申請方法

窓口・郵送

手続き詳細	期限
65歳以上の方で、保険料に変更が生じた場合は、後日、「変更通知書」をお送りします。 その結果、納めすぎとなった場合は、後日、「還付通知書」をお送りしますので、同封の「還付請求書」および「還付金請求に係る申立書」を返送してください。 なお、保険料に未納がある場合は、相続人の方が納付書にてお支払いください。	速やかに
	申請者
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
お送りする通知書をご確認ください。	介護保険課 資格保険料係 ☎ 03-5984-4593

MEMO

手続き③ 高額介護(介護予防)サービス費の申立て申請

申請方法
窓口・郵送

手続き詳細	期限
被保険者が高額介護(介護予防)サービス費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合に、申立て申請ができます。	サービス提供月の翌月1日から2年間
	申請者
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 申請者の本人確認書類※ P.32をご確認ください。 ☐ 申立書 ☐ 預金通帳等(相続人のもの) ☐ 印鑑(相続人のもの) ※過去に一度も支給を受けていない場合は、別途区からお送りする申請書の提出が必要です。	介護保険課 給付係 ☎ 03-5984-4591

手続き④ 送付物の送付先変更

申請方法
窓口・郵送・オンライン

手続き詳細	期限
後日、区から亡くなられた方の生前の住所に保険料や介護サービス費に関する手紙を送付する場合があります。 ひとり暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など生前の住所に郵便物が届かない可能性がある場合は、送付先を変更することができます。詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。	速やかに
	申請者
	状況により異なるためお問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 申請者の本人確認書類等※ P.32をご確認ください。	介護保険課 資格保険料係 ☎ 03-5984-4592 【オンライン申請フォームはこちら】 

2. 保険・年金関係

国民年金を受給せずに亡くなった(年金を受給していた方はP.33をご確認ください。)

手続き① 国民年金を受給せずに亡くなった

申請方法

窓口・郵送(事前にご連絡ください)

手続き詳細

亡くなられた方の年金の加入状況等により必要な手続きが異なりますので、詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。

※国民年金・厚生年金・共済年金を受給していた方は、P.33をご確認ください。

必要なもの

- ☐ 請求者の本人確認書類および個人番号確認書類
※P.32をご確認ください。
 - ☐ 年金手帳または基礎年金番号通知書(請求者・亡くなられた方)
 - ☐ 請求者名義の通帳
 - ☐ 住民票(請求者・亡くなられた方)
 - ☐ 戸籍謄本
- ※手続きにより必要なものが異なりますので、事前にお問い合わせください。

期限

速やかに

申請者

状況により異なるため
お問い合わせください。

問い合わせ先

国保年金課

国民年金係

☎ 03-5984-4561

※手続きにより、年金事務所での
手続きになる場合があります。

手続き② 障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金のみを受給していた

申請方法

窓口・郵送(事前にご連絡ください)

手続き詳細

未支給年金の請求手続きが必要です。

※国民年金・厚生年金・共済年金を受給していた方は、P.33をご確認ください。

必要なもの

- ☐ 請求者の本人確認書類および個人番号確認書類
※P.32をご確認ください。
 - ☐ 亡くなられた方の年金証書
 - ☐ 請求者名義の通帳
 - ☐ 住民票(請求者・亡くなられた方)
 - ☐ 戸籍謄本
- ※手続きにより必要なものが異なりますので、事前にお問い合わせください。

期限

速やかに

申請者

年金を受給していた方が亡くなったときに、その方と生計を同じくしていた、「(1)配偶者(2)子(3)父母(4)孫(5)祖父母(6)兄弟姉妹(7)その他(1)～(6)以外の3親等内の親族」です。未支給年金を受け取れる順位もこのとおりです。

問い合わせ先

国保年金課

国民年金係

☎ 03-5984-4561

※手続きにより、年金事務所になる
場合があります。

3. 障害・福祉

自立支援医療受給者証(精神通院)、精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続き

自立支援医療受給者証(精神通院)、精神障害者保健福祉手帳の返納

申請方法
窓口・郵送

手続き詳細	期限
【自立支援医療受給者証(精神通院)】 有効期限が残っている場合、問い合わせ先に返納してください。 【精神障害者保健福祉手帳】 問い合わせ先に返納してください。	期限なし
	申請者 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 自立支援医療受給者証(精神通院) ☐ 精神障害者保健福祉手帳	保健予防課 精神保健係 ☎ 03-5984-4764 最寄りの保健相談所 ※ P.50をご確認ください。

身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)を持っていた

手続き

身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)の返納

申請方法
窓口

手続き詳細	期限
亡くなられた場合には、死亡日の翌日で自動的に資格は喪失となるため、手続きは不要です。 手帳を問い合わせ先に返納してください。	期限なし
	申請者 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳) ☐ (お持ちの場合)各種受給者証	管轄の総合福祉事務所 ※ P.50をご確認ください。

MEMO

3. 障害・福祉

障害者に係る手当などを受給していた

申請方法

手続き 障害者に係る手当などに関する手続き

窓口・郵送

手続き詳細	期限
詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。	特別障害者手当・障害児福祉手当を受給していた方 …14日以内 それ以外の手当を受給していた方 …速やかに
必要なもの	申請者
☐ 振込先口座(同居親族)が確認できるもの ※手続きの内容によりその他必要な書類があります。	親族
	問い合わせ先
	管轄の総合福祉事務所 ※ P.50をご確認ください。

東京都心身障害者医療費助成(マル障)の受給者証を持っていた

申請方法

手続き 東京都心身障害者医療費助成(マル障)の受給者証の返納

窓口

手続き詳細	期限
亡くなられた場合には、死亡日の翌日で自動的に資格は喪失となるため、手続きは不要です。マル障受給者証を問い合わせ先に返納してください。(死亡日までマル障受給者証を使用できます。)	速やかに
必要なもの	申請者
医療費の還付請求がある方は申請に必要な書類があります。 ☐ マル障受給者証 ☐ 資格確認書(保険証) ☐ 医療費領収書 ☐ 委任状 ☐ 相続関係を示す書類 ・相続人/相続財産管理人名義人口座 ・戸籍謄本、審判書等 ※詳しくはお問い合わせください。	どなたでも可 ※還付請求がある方は問い合わせ先にご相談ください。
	問い合わせ先
	①身体障害者手帳、愛の手帳を持っていた方… 管轄の総合福祉事務所 ※ P.50をご確認ください。 ②精神障害者保健福祉手帳を持っていた方… 保健予防課精神保健係 ☎ 03-5984-4764

難病、BC肝炎、人工透析、小児慢性、育成医療、東京都大気汚染等の医療費助成制度の認定を受けていた

手続き

難病、BC肝炎、人工透析、小児慢性、育成医療、東京都大気汚染等の医療費助成制度の受給者証の返納

申請方法

窓口・郵送

手続き詳細	期限
受給者証を問い合わせ先に返納してください。	期限なし
	申請者
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 受給者証 ☐ 医療券等	保健予防課管理係 ☎ 03-5984-2484 最寄りの保健相談所 ※ P.50をご確認ください。

被爆者健康手帳を持っていた

手続き

被爆者健康手帳に関する手続き

申請方法

窓口・郵送

手続き詳細	期限
手帳等を問い合わせ先に返納してください。また、葬祭料を申請することができます。詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。	亡くなられた後、5年以内
	申請者
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 被爆者健康手帳 ☐ 各種手当証書 ☐ 死亡診断書等(コピー) ☐ 住民票の除票 ☐ 葬祭費用の領収書等(コピー)	保健予防課管理係 ☎ 03-5984-2484 豊玉保健相談所 石神井保健相談所 ※ P.50をご確認ください。

MEMO

3. 障害・福祉

車いす・介護用ベッドなどの福祉用具を利用していた

申請方法

手続き 福祉用具の車いす・介護用ベッドの返却

電話

手続き詳細	期限
福祉用具を返却してください。詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。 ※返却の連絡は、直接委託業者となります。	速やかに
	申請者 親族や介護支援専門員
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方が借りていた福祉用具	高齢者支援課 高齢給付係 ☎ 03-5984-2774

紙おむつ等の支給を受けていた

申請方法

手続き 紙おむつ等に関する手続き

窓口

手続き詳細	期限
亡くなられた方により必要な手続きが異なりますので、詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。	速やかに
	申請者 親族
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください。	管轄の総合福祉事務所 ※ P.50をご確認ください。

MEMO

4. 子ども・子育て

就学援助(小中学校)を受けている、または、新たに就学援助を受けたい

手続き

就学援助(小中学校)を受けている、または、新たに就学援助を受ける手続き

申請方法

窓口・郵送

手続き詳細	期限
亡くなられた方により必要な手続きが異なりますので、詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。	速やかに
	申請者
	保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 就学援助費受給申請書兼委任状 ☐ 振込先口座を確認できるもの ※申請書は、区立小中学校または学務課でお渡ししています。 ※該当する理由により、その他必要な書類があります。詳しくは、お問い合わせください。	学務課 管理係 ☎ 03-5984-5643

子ども医療証の交付を受けている

手続き

子ども医療証に関する手続き

申請方法

窓口・郵送・オンライン

手続き詳細	期限
お子様が亡くなられた場合は手続きは不要です。 子ども医療証に記載のある保護者が亡くなられた場合は保護者変更、健康保険の被保険者の変更手続きが必要です。	速やかに
	申請者
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類(申請者)※P.32をご確認ください。 ☐ 子ども医療証 ※お子様が加入している健康保険の被保険者が亡くなられた場合には、新たに加入する健康保険の情報が確認できるものが 必要です。	子育て支援課 児童手当係 ☎ 03-5984-5824

MEMO

4. 子ども・子育て

児童手当を受けている

申請方法

窓口・郵送・オンライン

手続き 児童手当に関する手続き

手続き詳細	期限
受給者やお子様が亡くなられた場合、受給資格は消滅となります。 お子様を新たに監護される場合は申請が必要です。手続きは問い合わせ先にご確認ください。 なお、受給者の配偶者が亡くなられた場合には、ひとり親の手当等の申請が可能な場合があります。	速やかに
必要なもの	申請者
☐ 本人確認書類および個人番号確認書類(申請者・配偶者) ※P.32をご確認ください。 ☐ 申請者名義の銀行等の口座がわかるもの ※外国籍の方は上記のほかに必要なものがある場合があります。 詳しくは練馬区公式ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。	親族
	問い合わせ先
	子育て支援課 児童手当係 ☎ 03-5984-5824

児童扶養手当、児童育成手当(育成)、児童育成手当(障害)、特別児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成を受けている

申請方法

窓口・郵送

手続き 児童扶養手当等に関する手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方により必要な手続きが異なりますので、詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。	速やかに
必要なもの	申請者
☐ 本人確認書類および個人番号確認書類(申請者) ※P.32をご確認ください。 【お持ちの場合】 ☐ 児童扶養手当証書 ☐ ひとり親家庭等医療証	親族
	問い合わせ先
	子育て支援課 児童手当係 ☎ 03-5984-5824

保育園に通園している子がいる

申請方法

窓口・郵送・オンライン

手続き 保育園に関する手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方により手続きが必要な場合がありますので、詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。	速やかに
	申請者
必要なもの	親族
	問い合わせ先
お問い合わせください。	保育課 保育認定係 ☎ 03-5984-1479

幼稚園に通園している子がいる

申請方法

窓口・郵送

手続き 幼稚園に関する手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方により手続きが必要な場合がありますので、詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。	速やかに
	申請者
必要なもの	親族
	問い合わせ先
お問い合わせください。	学務課 幼稚園係 ☎ 03-5984-1347

学童クラブに入会している子がいる

申請方法

窓口・郵送

手続き 学童クラブに関する手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方により手続きが必要な場合がありますので、詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。	速やかに
	申請者
必要なもの	親族
	問い合わせ先
お問い合わせください。	子育て支援課 学童入会係 ☎ 03-5984-1519

5. 税金・助成金・区民葬儀等

税金に関する手続き

申請方法

窓口・郵送・オンライン

手続き① 相続人代表者指定(変更)届の提出

手続き詳細

特別区民税・都民税(住民税)、森林環境税は、1月1日(賦課期日)現在、練馬区に住所があり、前年中に一定以上の所得金額があった方に課税されます。

1月2日以降に亡くなられた場合には、相続人または相続人と思われる親族の方に納税通知書を送付します。

相続人のうち、どなたが相続人代表者になれるのか「相続人代表者指定(変更)届」の提出をお願いします。届出書に必要事項を記入して、提出してください。

必要なもの

相続人代表者指定(変更)届をご提出ください。

【窓口】

来庁者の本人確認書類をお持ちください。

※ P.32をご確認ください。

【郵送】

詳細は、練馬区公式ホームページ「亡くなられた方の税金について」をご確認ください。

期限

速やかに

申請者

相続人代表者

問い合わせ先

税務課区税第一～第四係

☎ 03-5984-4537

または

収納課個人収納係

☎ 03-5984-4542

【オンライン申請フォームはこちら】



手続き② 住民税の納付

申請方法

窓口

手続き詳細

【納付相談】

未納がある場合や、納期末到来分について期限内納付等が困難な場合はご相談ください。

必要なもの

お問い合わせください。

期限

速やかに

申請者

相続人

問い合わせ先

収納課納付相談係
(納付案内センター)

☎ 03-5984-4547

MEMO

原付バイク(125cc以下)を所有していた

申請方法

窓口・郵送

手続き 原付バイク(125cc以下)の廃車手続き

手続き詳細	期限
廃車手続きをしてください。新たな所有者が引き続き使用する場合は、名義変更の手続きをしてください。	速やかに
	申請者
	相続人、委任状をお持ちの代理人、譲渡証明書をお持ちの新所有者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 来庁者の本人確認書類※ P.32をご確認ください。 ☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 亡くなられた方と同一世帯でない場合は関係がわかる戸籍謄本など	税務課 軽自動車税担当 ☎ 03-5984-4536 または、 石神井区民事務所 ☎ 03-3995-1103

犬を飼っている

申請方法

窓口・オンライン

手続き 所有者の変更

手続き詳細	期限
飼い主が亡くなられた場合は所有者の変更届が必要です。状況によって手続きが異なりますので、詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。	速やかに
	申請者
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
	生活衛生課管理係 ☎ 03-5984-2483

MEMO

5. 税金・助成金・区民葬儀等

区民葬儀を利用したい

申請方法

窓口・郵送

手続き 区民葬儀の利用申請

手続き詳細	期限
「区民葬儀取扱業者」の中から業者を決めて、区民葬儀の利用であることを伝えて申し込んでください。 ※区民葬儀とは、葬儀費用の負担軽減のために、23区と葬儀業者が提携する制度を利用した葬儀です。	葬儀業者を決める前 申請者 葬儀を行う親族の方等 (葬儀を行う方が23区内に住んでいる、または亡くなった方が死亡日に23区内に住んでいた) 問い合わせ先 地域振興課 事業推進係 ☎ 03-5984-1523
必要なもの	
死亡届(死亡診断書)を戸籍の窓口に提出する際に、「区民葬儀券」を請求してください。受け取った区民葬儀券は、必要事項を記入して業者に渡してください。	

【練馬区内 区民葬儀取扱業者一覧(18店)】

(有) 今井葬儀社	〒176-0005 練馬区旭丘1丁目76番2号	☎ 03-3951-2527
(株) 石山葬儀社	〒176-0012 練馬区豊玉北5丁目17番8号	☎ 03-3992-4243
(有) 今井商店	〒176-0023 練馬区中村北4丁目2番8号	☎ 03-3999-1318
(株) 東京祭典	〒176-0001 練馬区練馬4丁目11番11号	☎ 03-3991-2295
(株) 金周内田	〒179-0081 練馬区北町1丁目16番6号	☎ 03-3933-0426
西武葬儀社	〒178-0064 練馬区南大泉3丁目31番24号	☎ 03-3924-3040
伊藤葬儀社	〒178-0061 練馬区大泉学園町3丁目6番35-103号	☎ 03-3924-7498
(株) 小澤葬祭	〒177-0051 練馬区関町北4丁目1番10号	☎ 03-3920-0878
上石神井支店	〒177-0044 練馬区上石神井4丁目4番22号	☎ 03-3920-4733
株式会社まきの(株式会社マキノ祭典)	〒177-0044 練馬区上石神井4丁目9番24号	☎ 03-3929-1040
東大泉店	〒178-0063 練馬区東大泉3丁目16番31号	☎ 03-6904-5010
大泉学園町店	〒178-0061 練馬区大泉学園町6丁目12番44号	☎ 03-3921-1616
大泉学園駅前店	〒178-0063 練馬区東大泉3丁目17番19号	☎ 03-3924-0080
石神井公園駅前店	〒177-0041 練馬区石神井町7丁目1番2号	☎ 03-6913-2075
(有) まごころ式典	〒179-0076 練馬区土支田4丁目13番6号	☎ 03-6760-6409
(有) 長谷川葬儀社	〒179-0085 練馬区早宮3丁目43番4号	☎ 03-5912-5646
(有) きよせ典礼	〒178-0065 練馬区西大泉6-3-7	☎ 03-3921-9090
(株) ネクストワン	〒179-0075 練馬区高松3-7-17フレグランス光が丘1階	☎ 03-3991-0278

区民葬儀の助成を受けたい

申請方法

窓口・郵送・オンライン

手続き 区民葬儀助成金の申請

手続き詳細	期限
【支給要件】以下のすべてを満たす場合 1 区民葬儀メニューの中から、祭壇（棺のみ利用も含む）または霊柩車のうち1つ以上を利用したこと。 2 対象となる民間火葬場（町屋・落合・代々幡・四ツ木・桐ヶ谷・堀ノ内）を利用し、最も低廉な火葬料金を支払ったこと。 3 亡くなられた方の住民登録が死亡日に練馬区にあった。または亡くなられた方の住民登録が23区外の場合、火葬費用を負担した方の住民登録が練馬区にある。 【助成金額】 亡くなられた方が大人の場合は27,000円、小人（満6歳以下）の場合は15,000円	火葬を執り行った翌日から2年間
必要なもの ☐ 練馬区区民葬儀助成金交付申請書兼請求書 ☐ 葬儀社が発行した領収書のコピー …① ☐ 葬儀社が発行した請求書のコピー …② ※①に、利用した区民葬儀の種別の記載が無い場合のみ、②が必要です。 ☐ 対象となる火葬場が発行した領収書のコピー ☐ 申請者の本人確認書類(P.32をご確認ください。) ☐ 申請者名義の銀行等の口座がわかるもの 【上記以外の書類が必要な場合】 <亡くなられた方の住民登録が23区外の場合> ☐ 火葬許可書のコピーまたは亡くなられた方の死亡が記載されている住民票の除票のコピー <代理人が申請や受領する場合> 委任状の原本の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。	申請者 支給要件を満たし、火葬費用を負担した方（火葬場が発行した領収書の宛名の方） ※上記以外の方を申請者とする場合は、委任状が必要です。 ※領収書の宛名以外の方の口座へ振り込みを希望する場合（代理受領）も委任状が必要です。 ※他の自治体から火葬料金に係る助成金を受給している場合は申請できません。（国民健康保険および後期高齢者医療制度における葬祭費を除く。）
	問い合わせ先 地域振興課事業推進係 ☎ 03-5984-1523 【ホームページはこちら】 

5. 税金・助成金・区民葬儀等

指定葬儀場使用料の助成を受けたい

申請方法

窓口・郵送・オンライン

手続き 指定葬儀場使用料の助成金の申請

手続き詳細

区が指定した5つの葬儀場(下表を参照)の会場で通夜または葬儀(社葬を除く。安置、初七日等の費用も対象外。)を行い、つぎの(1)または(2)のいずれかに該当する場合、会場使用料の一部を助成します。

(1)通夜または葬儀の日に、練馬区に住民登録がある方が会場使用料を負担した(領収書の宛名になっている)。

(2)死亡日に練馬区に住民登録がある方が亡くなった。

助成金額は、1万5,000円です。

※会場使用料が上記の金額未満の場合は、その額になります。

【練馬区指定葬儀場】

江古田斎場	小竹町1丁目61番1号	☎ 03-3958-1192
豊島園会館	練馬3丁目22番6号	☎ 03-3991-2234 〈夜間〉 ☎ 0120-17-9876
東高野会館	高野台3丁目10番3号	☎ 03-3995-3724
大泉橋戸会館	大泉町6丁目24番26号	☎ 03-3925-1325
石神井寶亀閣斎場	石神井台1丁目2番13号	☎ 03-3996-0214

期限

通夜または葬儀の終わった日の翌日から1年間

申請者

会場使用料を負担した方(領収書の宛名の方)
※領収書の宛名の方以外を申請者とする場合は、委任状が必要です。

問い合わせ先

地域振興課
事業推進係
☎ 03-5984-1523
【ホームページはこちら】



必要なもの

- ☐ 練馬区指定葬儀場使用料助成金交付申請書兼請求書
- ☐ 会場使用料の領収書のコピー
- ☐ 申請者名義の銀行等の口座がわかるもの
- ☐ 委任状(代理人が申請や受領する場合)

委任状の原本の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。

※オンライン申請とそれ以外の申請では、必要なものが異なるため、詳しくは問い合わせ先に記載の練馬区公式ホームページをご確認ください。

MEMO

ごみを処分したい

申請方法

手続き ごみの処分

窓口

手続き詳細	期限
ごみの種別によって処分方法が異なりますので、詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。	
	申請者
	親族
必要なもの	問い合わせ先
	〒176・179地域 練馬清掃事務所 ☎ 03-3992-7141 〒177・178地域 石神井清掃事務所 ☎ 03-3928-1353

区営住宅・区立高齢者集合住宅に住んでいた

申請方法

手続き 区営住宅・区立高齢者集合住宅に住んでいた方に関する手続き

窓口・郵送

手続き詳細	期限
詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。	
	申請者
	状況により異なるためお問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
	住宅課住宅係 ☎ 03-5984-1619 ※都営住宅に住んでいた方は、P.34をご確認ください。

おくやみコーナーのご案内

おくやみコーナーでは、多くの方が必要となる区の手続きを中心に、ご予約をいただくことで手続きをまとめて受付・ご相談できます。

ご予約の際には、亡くなられた方の情報などをお伺いし、必要な申請書等をご用意します。

また、予約がなくても各手続きや担当窓口をご案内します。

【おくやみコーナーでできる手続き】

区分	手続き名	詳細ページ
証明書	戸籍謄本（戸籍の証明書）の取得	8
	住民票（除票）の写しの取得	9
国民健康保険 (75歳未満)	高額療養費の申立て申請	11
	葬祭費の申請	12
後期高齢者医療制度 (75歳以上)	高額療養費の申立て申請	13
	葬祭費の申請	14
	送付物の送付先変更	14
介護保険	送付物の送付先変更	16
税金	相続人代表者指定（変更）届の提出	25
助成金	指定葬儀場使用料の助成金の申請	29

※資格確認書、各種認定書等については、おくやみコーナーでも回収できるものも一部ございますが、練馬区以外の各種手続きで使用する可能性があるため、各種手続きが完了してから返納してください。詳細は各ページをご確認ください。

おくやみコーナーにお越しになる際の主な持ち物

●ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 本人確認書類 ※下記の「本人確認書類について」をご確認ください。
- ☐ 認印（喪主と手続きをする相続人のもの）
- ☐ 銀行等の口座がわかるもの（喪主と手続きをする相続人のもの）
- ☐ 喪主の氏名がわかる葬儀の領収書または会葬礼状

●亡くなられた方の必要なもの

- ☐ 資格確認書、身体障害者手帳、その他練馬区から交付されたものなど

本人確認書類について

☐ 1点で本人確認ができる書類（顔写真付きに限る）

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書など

☐ 2点で本人確認ができる書類

資格確認書、医療受給者証、年金手帳、社員証、学生証、年金通知書など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



予約方法

●電話で予約をしてください。

おくやみコーナー専用ダイヤル：**03-5984-1198**

電話受付時間：午前8時30分～午後5時（土・日・祝休日・年末年始を除く）

お電話の際は、「おくやみコーナーの予約」とお伝えください。

※来庁予定日の3営業日前までにご予約ください。

※戸籍の証明書が必要な場合は、死亡届を提出してから3週間後の日にち（土・日・祝休日・年末年始を除く）を目安に来庁日としてご予約ください。

※予約受付時に亡くなられた方の加入していた健康保険や使用した葬儀場等についてお伺いします。

※手続きによって、担当の窓口をご案内する場合があります。

手続対応時間枠（予約可能時間）

(1) 9時～ (2) 10時30分～ (3) 13時30分～ (4) 15時～

※手続きにより30分から60分程度かかります。



▲おくやみに関する
手続き

練馬区おくやみコーナー

場 所：練馬区役所本庁舎2階 区民部戸籍住民課
受付時間：午前9時～午後5時
（土・日・祝休日・年末年始を除く）

☑	No.	対象者	手続き	問い合わせ先
☐	1	国民年金・厚生年金を受給していた、または、加入していた	年金事務所にお問い合わせください。	全国の年金事務所 (ねんきんダイヤル) ☎ 0570-05-1165
☐	2	共済年金を受給していた、または、加入していた	加入していた共済組合にお問い合わせください。	加入していた共済組合
☐	3	社会保険に加入していた	勤めていた会社等にお問い合わせください。	勤めていた会社等
☐	4	固定資産税・都市計画税の現所有者の申告、送付先の変更、口座振替の停止など	土地・家屋の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。	練馬都税事務所 ☎ 03-3993-2261
☐	5	公共料金(電気、ガス、水道)の名義変更・解約など	各事業者のお客センター等にお問い合わせください。	・東京電力カスタマーセンター ☎ 0120-995-001 ・東京ガスお客様センター ☎ 0570-002-211 ・都水道局お客様センター ☎ 03-5326-1101 ☎ 0570-091-100
☐	6	在留カード、特別永住者証明書を持っていた	東京出入国在留管理局にお問い合わせください。 ※練馬区役所でお手続きはできません。	東京出入国在留管理局 ☎ 0570-034-259 【郵送の場合】 東京出入国在留管理局 おだいば分室 〒135-0064 江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎 9 階 【直接持参の場合】 東京出入国在留管理局 〒108-8255 港区港南 5-5-30
☐	7	運転免許証・運転経歴証明書を持っていた	最寄りの警察署にお問い合わせください。	・練馬警察署 ☎ 03-3994-0110 ・光が丘警察署 ☎ 03-5998-0110 ・石神井警察署 ☎ 03-3904-0110

☒	No.	対象者	手続き	問い合わせ先
☐	8	二輪車(125cc超)、 自動車を持っていた	東京運輸支局に お問い合わせください。	練馬自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2032
☐	9	軽自動車を持っていた	軽自動車検査協会に お問い合わせください。	軽自動車検査協会 東京主管事務所練馬支所 コールセンター ☎ 050-3816-3101
☐	10	銀行の口座凍結解除・ クレジットカードの解約・ 有価証券の相続など	各金融機関、カード会社等 へお問い合わせください。	・各金融機関 ・各カード会社 ・各証券会社
☐	11	簡易保険、生命保険の死亡 保険金の請求など	各保険会社にお問い合わせ ください。	・かんぽコールセンター ☎ 0120-552-950 ・各生保会社
☐	12	NHKの解約、名義変更など	NHK ふれあいセンターに お問い合わせください。	NHK ふれあいセンター ☎ 0120-15-1515
☐	13	シルバーパスの返納	各バス営業所等にご返納く ださい。	東京バス協会 ☎ 03-5308-6950
☐	14	恩給を受けていた	総務省恩給相談室に お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
☐	15	パスポートの返納	各パスポートセンターに お問い合わせください。	東京都パスポート 電話案内センター ☎ 03-5908-0400
☐	16	電話、インターネット、 ケーブルテレビについて	各契約会社 お問い合わせください。	NTT 東日本 (局番なし) ☎ 116 (フリーダイヤル) ☎ 0120-116-000 ・各契約電話会社
☐	17	都営住宅に住んでいた	都営住宅募集センターに お問い合わせください。	東京都住宅供給公社 都営住宅(手続) お客様センター ☎ 0570-03-0071 (平日のみ 9:00 ~ 18:00)
☐	18	お墓を持っていた	墓地、霊園の管理者に お問い合わせください。	墓地、霊園の管理者

区民相談のご案内

練馬区では、弁護士や税理士など専門家による相続等に関する無料相談窓口を設けています。練馬区内在住の方が利用できます。利用される方は事前に予約が必要です。

※相談希望日の1週間前の9時から予約できます。相談を希望する場所に電話でお申込みください。

相談窓口（電話予約・お問い合わせ先）

- 練馬区区民相談所（練馬区役所東庁舎5階） ☎ 03-5984-4523
- 石神井庁舎区民相談室（石神井庁舎2階） ☎ 03-3995-1100

予約受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝休日・年末年始を除く）

- 男女共同参画センターえーる相談室（法律相談のみ） ☎ 03-3996-9050

予約受付時間 毎日午前9時～午後7時（祝休日は午前9時～午後5時、年末年始を除く）

専門家による主な相談内容

相談内容	相談員	場所	相談日	相談時間
法律相談 相続、借地・借家などの法律問題、交通事故の示談・調停などの方法 ※利用回数は1年間に3回までです。	弁護士	練馬	月・水・金	午後1時～4時 30分以内
		石神井	火・木	
		男女共同	土	
税務相談 相続税、贈与税など	税理士	練馬	金	午前10時～午後4時 40分以内
		石神井	水	
暮らしと事業の手続相談 官公署に提出する書類、権利義務・事実証明に関する書類（遺言、契約書、許認可など）	行政書士	練馬	第1火	午前10時～午後4時 50分以内
		石神井	第3月	
権利登記・供託相談 不動産の権利登記 裁判所・検察庁に提出する書類	司法書士	練馬	第2・4木	午後1時～4時 30分以内
		石神井	第2・4月	
表示登記（調査・測量）相談 不動産の表示登記に必要な土地、建物の調査・測量全般	土地家屋調査士	練馬	第1・3木	午後1時～4時 50分以内 対面相談のみ
		石神井	第1月	

ご遺族の方に対する各種相談

大切な方を亡くされた時、遺された方は大きな悲しみに包まれると同時に様々な感情を抱き、こころやからだに変化が現れることがあります。少しでもつらいお気持ちを和らげる相談窓口をご紹介します。

1 こころとからだの相談

- 保健師による相談（精神科医師による相談日もあり）…各保健相談所
- 東京都夜間こころの電話相談

☎ 03-5155-5028（17時～22時 年中無休 ※受付は21時半まで）

2 大切な人を自死で亡くされた方へ

- とうきょう自死遺族総合支援窓口

☎ 03-5357-1536

（14時～18時 月～金曜日、13時～17時 日曜日 ※祝日を除く）

- NPO 法人全国自死遺族総合支援センター相談ダイヤル

☎ 03-3261-4350（12時～18時 毎週木曜日、日曜日 ※祝日を除く）

- NPO 法人グリーンケア・サポートプラザ自死遺族傾聴電話

☎ 03-3796-5453（11時～17時 火・木・土曜日）

3 自死遺族等の集い

※詳細は、右記に記載の二次元コードをご確認ください。



4 お子様を亡くされた方のための電話相談

- 東京都福祉保健局電話相談

☎ 03-5320-4388（10時～16時 毎週金曜日 ※祝日および年末年始を除く）

「SIDS（乳幼児突然死症候群）や病気、事故、流産などで赤ちゃんを亡くされた方へ」

生活にお困りの方の相談窓口『生活サポートセンター』

練馬区社会福祉協議会の「生活サポートセンター」では、経済的なお困りごとと合わせて、生活や仕事、家計のやりくりなど様々な不安や課題を抱えた方の相談に応じています。各関係機関と連携しながら相談者と一緒に解決策を考えていきます。

まずは、お気軽にご相談ください。

※練馬区社会福祉協議会「生活サポートセンター」は、練馬区が委託している生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関です。

対象

対象区内在住で、仕事や生活に困っており、経済的な自立に向けた支援を希望される方
ただし、生活保護を受給されている方は対象外です。また、生活保護の相談・申請を希望される方は、管轄の総合福祉事務所の相談係へお問い合わせください。

相談日時

月～金曜（祝日、年末年始は除く）の午前8時30分～午後5時15分

相談窓口 ・ お問い合わせ先

社会福祉法人練馬区社会福祉協議会 生活サポートセンター
〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 区役所西庁舎 3 階
☎ 03-3993-9963 ※電話相談もできます

高齢者とそのご家族の相談窓口「地域包括支援センター」

地域包括支援センターは、高齢者とその家族の生活を支える地域の窓口です。

介護・福祉・健康・医療など、さまざまな分野から総合的に支援します。

センターまで足を運ぶのが難しい場合は、お電話やセンター職員がご自宅まで訪問してご相談をお受けすることもできます。高齢のご遺族の方のことで、今後にご不安がある場合には、ぜひご相談ください。

受付時間

月曜～土曜日 午前8時30分～午後5時15分

(祝休日および12月29日～1月3日を除く)



上記の時間外でも、高齢者虐待等の緊急を要するご連絡は、各地域包括支援センターに電話でご連絡ください。

地域包括支援センター（医療と介護の相談窓口）

基本 地区	センター名	所在地	電話番号	担当地域
1 練馬	① みらい青空	旭丘2-40-1 (みらい青空学園複合施設内)	☎ 5912-0523	旭丘、小竹町、羽沢、栄町
	② 桜 台	桜台1-22-9 (桜台地域集会所内)	☎ 5946-2311	桜台
	③ 豊 玉	豊玉南3-9-13 2階 (デイサービスセンター内)	☎ 3993-1450	豊玉中、豊玉南
	④ 練 馬	練馬2-24-3 (デイサービスセンター内)	☎ 5984-1706	練馬
	⑤ 練馬区役所	豊玉北6-12-1 (練馬区役所東庁舎 5階)	☎ 5946-2544	豊玉上、豊玉北
	⑥ 中村橋	貫井1-9-1 (中村橋区民センター2階)	☎ 3577-8815	貫井、向山
	⑦ 中村かしわ	中村2-25-3	☎ 5848-6177	中村、中村南、中村北
2 光が丘	⑧ 北 町	北町2-26-1 (北町地区区民館内)	☎ 3937-5577	錦、北町1～5・8、平和台
	⑨ 北町はるのひ	北町6-35-7 (北保健相談所内)	☎ 5399-5347	氷川台、早宮、北町6・7
	⑩ 田 柄	田柄4-12-10 (特別養護老人ホーム内)	☎ 3825-2590	田柄1～4、光が丘1
	⑪ 練馬高松園	高松2-9-3 (特別養護老人ホーム内)	☎ 3926-7871	春日町、高松1～3

基本 地区	センター名	所在地	電話番号	担当地域
2 光が丘	⑫ 光が丘	光が丘2-9-6 (光が丘区民センター 2 階)	☎ 5968-4035	光が丘2・4～6、旭町、 高松5-13～24番
	⑬ 光が丘南	光が丘3-3-1-103号	☎ 6904-0312	高松4・5-1～12番、田柄5、 光が丘3・7
	⑭ 第3育秀苑	土支田1-31-5 (特別養護老人ホーム内)	☎ 6904-0192	土支田、高松6
3 石神井	⑮ 高野台西	高野台5-24-1 (デイサービスセンター内)	☎ 6913-1515	谷原、高野台2～5
	⑯ 高野台	高野台1-7-29 (練馬高野台駅前地域集会所内)	☎ 5372-6300	富士見台、高野台1、 南田中1～3
	⑰ 石神井	石神井町3-30-26 (石神井庁舎 4 階)	☎ 5923-1250	三原台、石神井町、 石神井台1・3
	⑱ moi(モア)	下石神井3-6-13 (特別養護老人ホーム内)	☎ 3996-0330	下石神井、南田中4・5
	⑲ 第二光陽苑	関町北5-7-22 (特別養護老人ホーム内)	☎ 5991-9919	石神井台2・5～8、関町東2、 関町北4・5
	⑳ 関 町	関町北1-7-2 (関区民センター 1 階)	☎ 3928-5222	関町北1～3、関町南2～4、 立野町
	㉑ 上石神井	上石神井1-6-16 (上石神井南地域集会所内)	☎ 3928-8621	上石神井、関町東1、 関町南1、上石神井南町、 石神井台4
4 大泉	㉒ やすらぎミラージュ	大泉町4-24-7 (特別養護老人ホーム内)	☎ 5905-1190	大泉町1～4
	㉓ 大泉北	大泉学園町4-21-1 (大泉北地域集会所内)	☎ 3924-2006	大泉学園町4～9
	㉔ 大泉学園通り	東大泉3-53-1 (東大泉地区区民館内)	☎ 5933-0156	大泉学園町1～3、大泉町5・6、 東大泉3-52～55番、3-58～66番
	㉕ 南大泉	南大泉5-26-19 (南大泉地域集会所内)	☎ 3923-5556	西大泉、西大泉町、 南大泉5・6
	㉖ 大 泉	東大泉1-28-1 (リズモ大泉学園 2 階)	☎ 5387-2751	東大泉1・2、東大泉3-1～51番、 3-56～57番、東大泉4～6
	㉗ やすらぎシティ	東大泉7-27-49 (特別養護老人ホーム内)	☎ 5935-8321	東大泉7、南大泉1～4

(令和8年7月1日現在)

ご相談は、担当地域にかかわらず、どのセンターでもお受けします。

相続に関する手続き

令和6年4月1日から**不動産の相続登記が義務化**されました。

令和6年4月から、相続による不動産の取得を知ってから3年以内に登記申請をすることが法律で義務付けられています。正当な理由なく申請しない場合には10万円以下の過料が科される場合があります。

詳細は東京法務局練馬出張所 ☎ 03-5971-3681 にお問い合わせいただくか、司法書士会の「相続登記相談センター」 ☎ 0120-13-7832 にお問い合わせください。

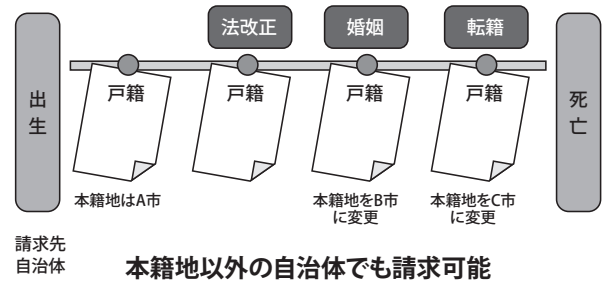
☑	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。 ■東京法務局練馬出張所 練馬区春日町5丁目35番33号 ☎ 03-5971-3681 ■練馬公証役場 練馬区豊玉北5-17-12練馬駅前ビル3階 ☎ 03-3991-4871
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。 ■東京家庭裁判所 千代田区霞が関1-1-2 ☎ 03-3502-8331
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることが出来ます。また、都税事務所で「名寄帳」を取得することで、その方が区内に所有する土地および家屋を確認することができます。(資産が所在する区の都税事務所でのみ申請できます。詳細はお問い合わせください。) ■練馬都税事務所 練馬区豊玉北6-13-10 ☎ 03-3993-2261
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		法定相続人が複数おり、①遺言書がない場合、②遺言書があっても法律的に有効でない場合、または③法律的に有効な遺言書があっても相続人全員がそれに合意しない場合は、共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関等へ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となる場合があります。
☐	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。 ■東京家庭裁判所 千代田区霞が関1-1-2 ☎ 03-3502-8331
☐	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。確定申告の状況によっては、税以外の保険料にも影響が出る場合があります。 ■練馬東税務署 ☎ 03-6371-2332 練馬区栄町23番7号 ■練馬西税務署 ☎ 03-3867-9711 練馬区東大泉7丁目31番35号 平日午前8時30分から午後5時まで(祝休日・年末年始除く)
☐	相続税の申告・納付	10か月以内	相続税には、基礎控除額が設定されており、財産が基礎控除額を超えた場合には、相続税の申告・納税が必要となります。 『遺産に係る基礎控除額』=3,000万+(600万×法定相続人の数) 財産を取得された方は、亡くなったことを知った日(一般的には亡くなった日)の翌日から10か月以内に、申告・納税が必要となります。 ■練馬東税務署 ☎ 03-6371-2332 練馬区栄町23番7号 ■練馬西税務署 ☎ 03-3867-9711 練馬区東大泉7丁目31番35号 平日午前8時30分から午後5時まで(祝休日・年末年始除く)

相続に必要な証明書（戸籍や住民票等）

戸籍謄本とは

- 相続手続きには、戸籍の証明（戸籍謄本など）が必要となり、被相続人（亡くなられた方）の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等の提出を求められる場合があります。
- 出生から死亡までの戸籍は、婚姻や転籍、法改正等により、複数種類の戸籍が存在します。
- 令和6年3月1日から、亡くなられた方の本籍が出生から死亡までにいくつかの市区町村間で移動している場合でも、戸籍の請求はお住まいの自治体などでの一度の請求で済むようになりました。

● 出生から死亡までの連続した戸籍謄本等のイメージ

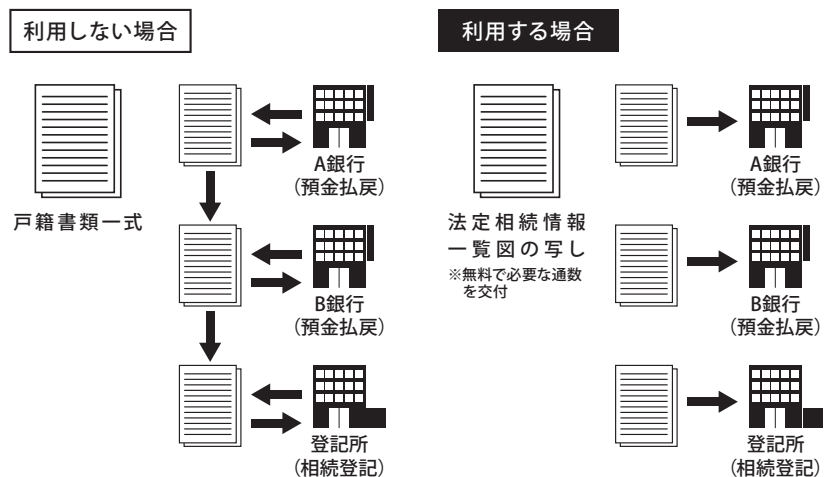


住民票・除票とは

- 死亡届が提出されると、その方の記録は住民票から除かれ「除票」となります。除票の写しには除票となった理由（死亡の事実等）が記載されています。
- 住民票の除票の写しは、相続登記の申請時などに必要となる場合があります。

法定相続情報証明制度

- 相続手続きが複数ある場合、それぞれの手続き先に戸籍謄本等の提出を求められるため、そのたびに何通も戸籍謄本等を用意していると時間や手間がかかります。こうした煩雑さを避けるために「法定相続情報証明制度」という制度が開始されました。



お問い合わせ先

東京法務局練馬出張所 ☎ 03-5971-3681 練馬区春日町5丁目35番33号
相談日時 平日午前9時～午後5時（祝休日・年末年始を除く）

固定資産（土地・家屋）評価証明書

- 23区内の固定資産（土地・家屋）について取得いただけます。固定資産課税台帳に登録された事項のうち、当該年度の1月1日現在の固定資産の評価額、課税標準額、所有者、所在等を証明する書類です。今年度分を含め、6年度分発行することができます。詳しくは都税事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ先

練馬都税事務所 ☎ 03-3993-2261 練馬区豊玉北 6-13-10
取扱時間 平日8時30分～午後5時（祝休日・年末年始を除く）

家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

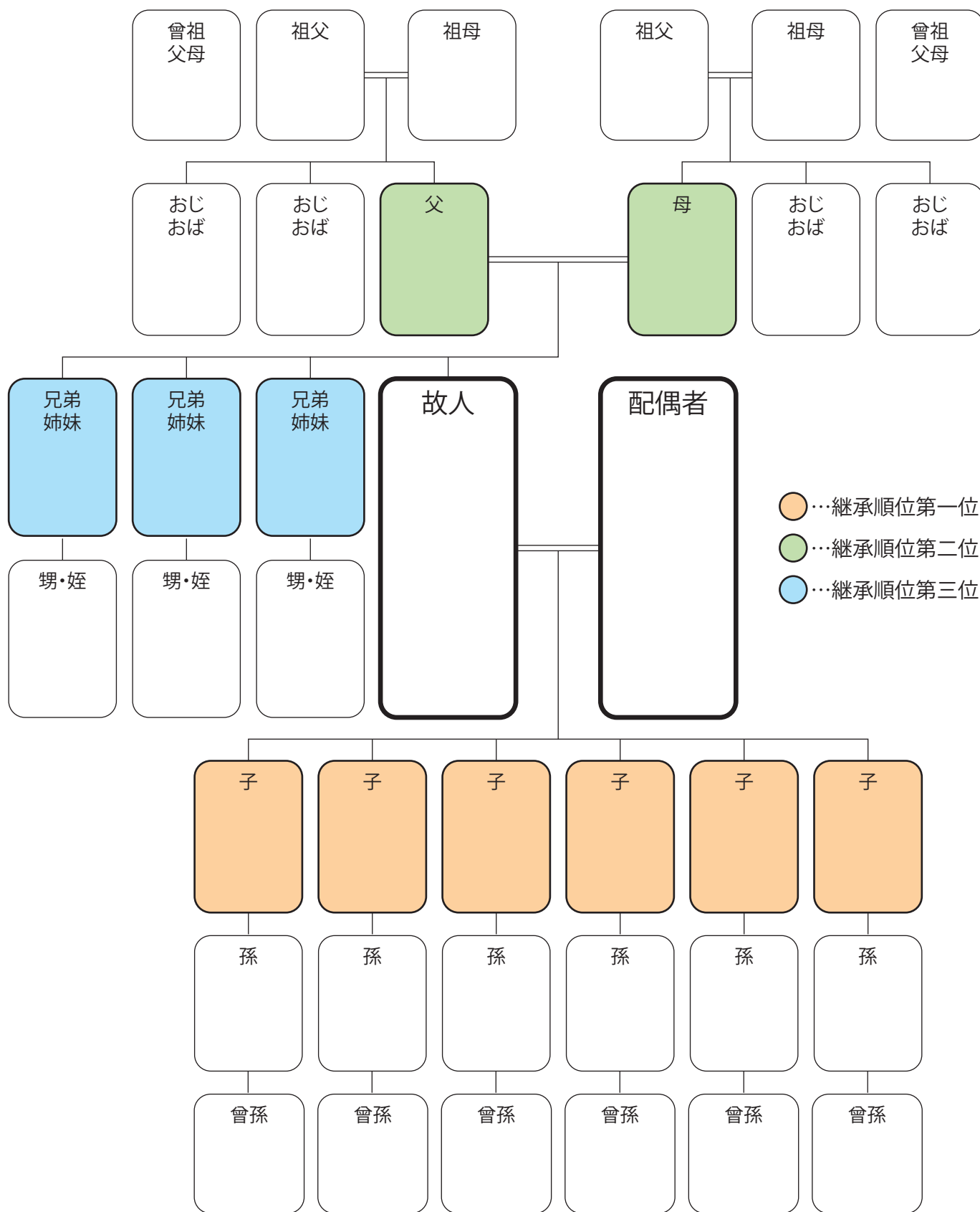
区役所で行う手続き

区役所以外で行う手続き

相続について

案内図

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として「法定相続情報証明制度」があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

葬祭費を郵送で手続きできます

後期高齢者医療制度（75 歳以上）に加入していた方

※ 国民健康保険（75 歳未満の方）に加入していた方は、45 ページより申請してください。

1 つぎの書類を用意してください

① 葬祭費支給申請書

・43ページを切り取って記入してください。申請者は葬儀を行った方（喪主）です。

② 葬儀の領収書または会葬礼状の原本

・葬儀を行った方（喪主）の氏名がフルネームで記載されていることを確認してください。

※ 領収書に氏名がフルネームで記載されていない場合は、ほかに必要な書類があります。詳しくは国保年金課後期高齢者資格係（☎03-5984-4587）へお問い合わせください。

2 つぎの宛先に郵送してください

〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 区民部国保年金課後期高齢者資格係

○ オンラインでも申請できます。

（専用アプリのダウンロードとマイナンバーカードが必要です）

URL ▼

https://logoform.jp/procedure_detail/G2rU/825/255



※ 注意

・原則申請者の口座に振り込みます。申請者以外の口座に振り込む場合、「委任状」が必要です。詳しくは国保年金課後期高齢者資格係（☎03-5984-4587）へお問い合わせください。

申請期間は、葬儀などを執り行った日の翌日から 2 年間です。

喪主の氏名（フルネーム）が記載されている葬儀や火葬費用の領収書の写し、または会葬礼状の原本を添付してください。

※ 喪主の氏名（フルネーム）が記載されていない場合は、「申立書」が必要です。詳しくは担当までお問い合わせください。

後期高齢者医療被保険者葬祭費等支給申請書

亡くなられた 被 保 険 者	被保険者番号			
	氏 名			
	生年月日	年	月	日
	葬祭年月日	年	月	日
他の法令による埋葬料等の支給		支給あり ・ 支給なし		

支 給 金 額（合計）		70,000円
内訳	葬 祭 費（広域連合分）	50,000円
	葬祭給付金（練馬区分）	20,000円

年 月 日

練馬区長 宛

上記のとおり、後期高齢者医療被保険者葬祭費等の支給を申請します。なお、支給に当たっては、以下の口座への振込みを依頼します。

申請者 (葬祭を行った方)	住 所	〒 ー									
	フリガナ										
	氏 名										
	電話番号										
亡くなられた方との関係（続柄）											
口座振替 依 頼 欄	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協		本店・支店・出張所								
			ゆうちょ銀行の場合には通帳の[記号番号]も記入してください。								
	〈 〉		記号番号：								
	預金種別	1. 普通 2. 貯蓄	口座番号								
口座名義(カタカナ)		通帳をご覧になりながらカタカナで記入してください。									

事務欄	保険料	保険者確認	入力確認	備 考
	未納チェック	葬儀領収書	入力済	
	遡及案内	会葬礼状	未入力	広

※郵送先はP.42を参照

記入例

後期高齢者医療被保険者葬祭費等支給申請書

亡くなられた 被 保 険 者	被保険者番号	2 3 4 5 6 7 8 9
	氏 名	練 馬 太 郎
	生年月日	昭和12年 7月 30日
	葬祭年月日	令和 0年 1月 30日
他の法令による埋葬料等の支給		支給あり ・ 支給なし

区指定葬儀場使用料助成金については
「支給なし」に「○」をつけてください。

書き間違ったときは、二重線で削除して正しい内容を記入してください。
あわせて、訂正箇所または申請書の右上に申請者の方が自署または押印して
ください。

会葬礼状の喪主名またはご葬儀代に関する領収
書のあて名の方が申請者となります。

令和0年 4月 1日

記入日を必ずお書きください。

申請者 (葬祭を行った 方)	住 所	〒177-0022 東京都練馬区〇〇1-1-1	
	フリガナ	ネリマ ジロウ	
	氏 名	練 馬 次 郎	
	電話番号	03-1111-1111	
	亡くなられた方との関係 (続柄)	子	
	〇〇	銀行 信用金庫 信用組合 農 協	×× < > 本店・支店・出張所 ゆうちょ銀行の場合には通帳の[記号番号]も記入してください。 記号番号： 口座番号 0 1 2 3 4 5 6 ネリマ ジロウ 通帳をご覧になりながらカタカナで記入してください。

申請者氏名は自署してくだ
さい。自署が難しい場合は氏
名の横にスタンプ印以外の
印鑑を押してください。
※申請者氏名は訂正できま
せん。

申請者の口座を記入してくだ
さい。
※申請者以外の口座に振り込む場合は
委任状が必要です。詳しくは担当までお
問い合わせください。

国民健康保険（75 歳未満）に加入していた方

※後期高齢者医療制度（75 歳以上の方）に加入していた方は、42 ページより申請してください。

1 つぎの書類を用意してください

① 葬祭費支給申請書

・右ページを切り取って記入してください。申請者は葬儀を行った方（喪主）です。

② 葬儀の領収書または会葬礼状の写し

・葬儀を行った方（喪主）の氏名がフルネームで記載されていることを確認してください。

※ 領収書に氏名がフルネームで記載されていない場合は、ほかに必要な書類があります。詳しくは国保年金課こくほ給付係（☎03-5984-4553）へお問い合わせください。

③ 申請者（喪主）の本人確認書類の写し

・詳しくは「本人確認書類について」（P.32）をご覧ください。

2 つぎの宛先に郵送してください

〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 区民部国保年金課こくほ給付係

○ オンラインでも申請できます。

（専用アプリのダウンロードとマイナンバーカードが必要です）

URL ▼

https://logoform.jp/procedure_detail/G2rU/825/254



※注意

- ・社会保険に本人名義で1年以上加入していた方が、国保加入後3か月以内に亡くなった場合は、国民健康保険と社会保険のどちらに請求するか選択できます。既に社会保険に請求されている場合は国保に申請できません。
- ・原則申請者の口座に振り込みます。申請者以外の口座に振り込む場合、「委任状」が必要です。詳しくは国保年金課こくほ給付係（☎03-5984-4553）へお問い合わせください。

国民健康保険葬祭費支給申請書兼請求書

記 号 番 号		2 0 -				
死亡者 関係事項	氏 名					
	生 年 月 日		年 月 日			
	死 亡 日		年 月 日			
	葬祭執行年月日		年 月 日			
交通事故・傷害・労災による死亡 の場合はチェックをしてください。			☐ 交通事故 ☐ 第三者による傷害 ☐ 労災			

葬祭費として

¥	7	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---

上記のとおり申請します。

なお、支給決定後、上記の国民健康保険葬祭費について請求いたしますので、
下記振込先口座に振り込んでください。

練馬区長 殿

年 月 日

〒

申 請 者
(葬祭を執行した方) 住所

氏名

死亡者との続柄

電話 ()

振 込 先 口 座	金 融 機 関	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協				店	フリガナ						
	預金 種別	普通	コード					口座名義					
					—			口座番号 (右づめ)					

【区処理欄】

	受 付	入力確認	保険者確認	資格喪失後3か月以内
		1. 入力済 2. 未入力	1. 葬儀領収書 2. 会葬礼状 3.	☐ 非該当 ☐ 該当・説明済み 前資格()
資格取得年月日	年 月 日		主 重 支	
資格喪失日 (死亡日の翌日)	年 月 日		喪 事 発 滞 B	

記入例

※記入漏れがあると受付できない場合があります。

委任状

(宛先) 練馬区長

記入日: ○ 年 ○ 月 ○ 日

委任者 (頼む方)

氏名: 練馬 太郎

生年月日: 昭和×年×月×日

住所: 東京都練馬区豊玉北〇-〇-〇

日中の連絡先電話番号: 000-0000-0000

私は、つぎの者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人 (窓口に来る方)

氏名: 練馬 花子

生年月日: 昭和△年△月△日

住所: 東京都練馬区光が丘〇-〇-〇

<委任事項>

(練馬 次郎) の死亡に伴う手続に必要な証明書の請求・受領

【戸籍の証明書】 (必要な場合記入してください)

筆頭者の氏名: 練馬 次郎

生年月日: 昭和□年□月□日

本籍地: 東京都練馬区豊玉中〇-〇

☐ 戸籍謄本 通

☐ () の戸籍抄本 通

☒ (練馬 次郎) の出生から死亡までの戸籍 2 通

☐ その他 () 通

【住民票】 (必要な場合記入してください)

氏名: 練馬 次郎 / 練馬 太郎

生年月日: 昭和□年□月□日 / 昭和×年×月×日

住所: 東京都練馬区豊玉北〇-〇-〇

☐ 世帯全員の住民票の写し 通

☒ (練馬 太郎) の住民票の写し 1 通

☒ (練馬 次郎) の住民票の除票 1 通

☐ その他 () 通

● 必ず委任者 (頼む方) が自書し、原本をご提出ください。

- 委任内容について、委任者へ電話で確認させていただく場合があります。
- 代理人 (窓口へ来る方) の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証など) をお持ちください。
- 戸籍の証明書は、配偶者・直系血族以外の方が請求する場合、委任状が必要です。
- 住民票は、同じ世帯・法定相続人以外の方が請求する場合、委任状が必要です。

委任状

(宛先) 練馬区長

記入日： 年 月 日

委任者（頼む方）

氏名： 生年月日：

住所：

日中の連絡先電話番号：

私は、つぎの者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人（窓口に来る方）

氏名： 生年月日：

住所：

<委任事項>

（ ）の死亡に伴う手続に必要な証明書の請求・受領

【戸籍の証明書】

筆頭者の氏名： 生年月日：

本籍地：

- ☐ 戸籍謄本 通
- ☐ （ ）の戸籍抄本 通
- ☐ （ ）の出生から死亡までの戸籍 通
- ☐ その他（ ） 通

【住民票】

氏名： 生年月日：

住所：

- ☐ 世帯全員の住民票の写し 通
- ☐ （ ）の住民票の写し 通
- ☐ （ ）の住民票の除票 通
- ☐ その他（ ） 通

● **必ず委任者（頼む方）が自書し、原本をご提出ください。**

- 委任内容について、委任者へ電話で確認させていただく場合があります。
- 代理人（窓口へ来る方）の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）をお持ちください。
- 戸籍の証明書は、配偶者・直系血族以外の方が請求する場合、委任状が必要です。
- 住民票は、同じ世帯・法定相続人以外の方が請求する場合、委任状が必要です。

練馬区役所案内図

令和8年7月現在

本庁舎

20	展望ロビー 展望レストラン 会議室（交流会場）
19	会議室
18	環境課 みどり推進課 清掃リサイクル課
17	監査事務局
16	都市計画課 交通企画課 美術館再整備まちづくり担当課 東部地域まちづくり課 西部地域まちづくり課 新宿線・外環沿線まちづくり課 大江戸線延伸推進課 選挙管理委員会事務局
15	開発調整課 建築課 建築審査課 防災まちづくり課
14	土木部管理課 道路公園課
13	住宅課 土木部計画課 特定道路課 交通安全課
12	教育総務課 学務課 教育指導課 教育福祉課
11	教育施策課 保健給食課 学校施設課 運営調整係（光が丘図書館） 子育て支援課 こども施策企画課 保育計画調整課
10	こども施策企画課 保育計画調整課 ひとり親家庭支援係（生活福祉課） 保育課 子育て支援課（児童手当など・学童クラブ）
9	外国語相談窓口 保育課 地域振興課 協働推進課
8	文化・生涯学習課 スポーツ振興課 美術館再整備担当課
7	広聴広報課（広報担当） 危機管理課 防災推進課 区民防災課 練馬区防災センター
6	企画課 区政改革担当課 財政課 総務課 文書法務課 職員課
5	区長室 秘書課
4	税務課 （住民税の申告・税証明書・原付自転車登録 など） 会計管理室
3	国保年金課（国民健康保険・国民年金）
2	広聴広報課（区民の声窓口） 戸籍住民課（おくやみコーナー・戸籍・新 築建物の番号付定）
1	練馬区民事務所 （住民票・住所変更・印鑑登録など） 庁舎案内 庁舎会議室受付（庁舎管理係） 多目的会議室入口
B1	駐車場
B2	駐車場

東庁舎

7	生活福祉課 保健予防課 チャレンジオフィス（障害者施策推進課）
6	練馬区保健所 健康推進課 生活衛生課 地域医療課 医療環境整備課
5	区民相談所 練馬区役所地域包括支援センター
4	介護保険課
3	練馬つつじ歯科休日急患診療所 経理用地課（契約など）
2	休日急患診療所 夜間救急こどもク リニック 休日・夜間薬局 健康診査室 青少年育成第一地区事務局
1	警備室

住 所

〒176-8501
練馬区豊玉北 6-12-1

電 話

☎ 03-3993-1111

西庁舎

10	指導検査担当課 ハーブテラス 保健福祉サービス苦情調整委員事務局
9	区議会 （本会議場傍聴席）
8	区議会 （本会議場 第四・第五委員会室）
7	区議会 （第一～第三委員会室 議員控室）
6	区議会 （議員控室）
5	区議会 （議長室 副議長室 議会事務局）
4	区議会（全員協議会室）
3	福祉部管理課 生活サポートセンター 高齢社会対策課 高齢者支援課 指導検査担当課
2	練馬総合福祉事務所
1	障害者施策推進課 障害者サービス調整担当課 喫茶コーナー 警備室 休日・夜間窓口
B1	職員レストラン 売店

※太字は、おくやみハンドブックに掲載している手続き先の担当課です。
※案内図は作成時点のものです。レイアウト変更等により、実際の配置と異なる場合があります。

区役所の問い合わせ先一覧

区民事務所				
練馬	〒176-8501 豊玉北6-12-1	区役所内本庁舎1階	☎ 03-5984-4528	
早宮	〒179-0085 早宮1-44-19		☎ 03-3994-6705	
光が丘	〒179-0072 光が丘2-9-6	光が丘区民センター2階	☎ 03-5997-7711	
石神井	〒177-8509 石神井町3-30-26	石神井庁舎1階	☎ 03-3995-1103	
大泉	〒178-0063 東大泉1-28-1	リズム大泉学園4階	☎ 03-3922-1171	
関	〒177-0051 関町北1-7-2	関区民センター1階	☎ 03-3928-3046	
保健相談所				
豊玉	〒176-0012 豊玉北5-15-19		☎ 03-3992-1188	
北	〒179-0081 北町6-35-7		☎ 03-3931-1347	
光が丘	〒179-0072 光が丘2-9-6	光が丘区民センター1階	☎ 03-5997-7722	
石神井	〒177-0041 石神井町7-3-28		☎ 03-3996-0634	
大泉	〒178-0061 大泉学園町5-8-8		☎ 03-3921-0217	
関	〒177-0052 関町東1-27-4		☎ 03-3929-5381	
総合福祉事務所				
	練馬	光が丘	石神井	大泉
相談係 ・生活保護、資金貸付などの生活全般の相談 ・母子、父子、女性、家庭などの相談 ・ひとり親家庭のホームヘルプサービスの相談	☎ 03-5984-4742	☎ 03-5997-7714	☎ 03-5393-2802	☎ 03-5905-5263
高齢者支援係 ・高齢者虐待および権利擁護に関すること	☎ 03-5984-1670	☎ 03-5997-7762	☎ 03-5393-2818	☎ 03-5905-5275
障害者支援係 ・身体障害者福祉についての相談	☎ 03-5984-4609	☎ 03-5997-7796	☎ 03-5393-2816	☎ 03-5905-5272
知的障害者担当係 ・知的障害者福祉についての相談	☎ 03-5984-4611	☎ 03-5997-7075	☎ 03-5393-2815	☎ 03-5905-5273
福祉事務係 ・障害者の手当、医療費助成などの相談	☎ 03-5984-4612	☎ 03-5997-7060	☎ 03-5393-2817	☎ 03-5905-5274
管理係 ・庶務事務 ・経理事務	☎ 03-5984-2768	☎ 03-5997-7713	☎ 03-5393-2801	☎ 03-5905-5262

チェックリスト

区役所で行う手続き

区役所以外で行う手続き

相続について

案内図

広告掲載事業者

MEMO

MEMO

MEMO

発 行 練馬区 区民部 戸籍住民課

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 2026 年 7 月

